

様式1(主な取組)

## 「主な取組」検証票

施策展開	1-(3)-ア	地球温暖化防止対策の推進			
施策	①産業・民生部門の低炭素化の促進				
(施策の小項目)	○エネルギー利用効率の高い機器の導入促進及び省エネ住宅・家電普及促進				
主な取組	蒸暑地域住宅・まちづくり研究・開発	実施計画 記載頁	34		
対応する 主な課題	○産業部門の中で特に温室効果ガスの排出量が多い製造業や建設業分野において設備機器の省エネ化などが必要であるが、投資コストの負担など課題がある。				

### 1 取組の概要(Plan)

取組内容	沖縄型環境共生住宅（「地球環境の保全」、「周辺環境との親和性」、「居住環境の健康・快適性」が調和した住宅）の普及および研究を図るため、蒸暑地域住宅（環境共生住宅）の普及に関する講習会を開催する。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	
	1回 講習会の開催				→	実施主体 → 県 関係団体	
環境共生住宅の普及・研究							
担当部課	土木建築部 住宅課						

### 2 取組の状況(Do)

#### (1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成26年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
住宅建築に 係る講演会	1,793	1,427	建築関係技術者向けの講習会で、環境共生住宅に係る講演を2月に行い、説明及び事例紹介等を行った。(講演会聴講者数201人)	内閣府 計上
活動指標名			計画値	実績値
講習会開催数			1回	1回
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成26年度取組の効果			
順調	2月に開催した建築関係技術者向けの講習会で、環境共生住宅に係る講演を行ったところ、201人の受講者があった。受講者を対象としたアンケートでは、講習内容について「よく理解できた」「理解できた」と回答した人の割合が87%となり、蒸暑地域における省エネ住宅及び環境共生住宅に関する普及・啓発が図られ、技術者育成や低炭素社会の実現に資するものと思われる。 蒸暑地域における省エネ住宅について、昨年に引き続き県商工労働部と連携して研究を進めた。			

#### (2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成27年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
住宅建築に 係る講演会	1,990	建築関係技術者向けの講習会で、環境共生住宅に係る講演を行い、説明及び事例紹介等を行う。	内閣府 計上
環境共生住 宅普及啓発 事業	4,402	省エネ法など関連法の改正等を踏まえ沖縄型環境共生住宅について、風土に根ざした手引き書の改訂を行う。	内閣府 計上

## 様式1(主な取組)

### (3) これまでの改善案の反映状況

省エネ法、低炭素法の新たな基準及び商工労働部の実証実験を踏まえた沖縄型環境共生住宅の講習会を1回開催した。受講者を対象としたアンケートでは、講習内容について「よく理解できた」「理解できた」と回答した人の割合が87%となり、沖縄型環境共生住宅に関する普及・啓発が図られた。

沖縄型環境共生住宅に関するパンフレットを引き続き作成する。

### (4) 成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
民生家庭部門における二酸化炭素排出量	297万t-CO <sub>2</sub> (20年度)	282万t-CO <sub>2</sub> (24年度)	250万t-CO <sub>2</sub> (27年度)	15万t-CO <sub>2</sub>	201百万t-CO <sub>2</sub> (25年度)
参考データ	沖縄県の現状・推移				傾向 全国の現状
—	—	—	—	—	—
状況説明	「地球環境の保全」が概念の一つとなっている環境共生住宅の普及・啓発が図られていることで、民生家庭部門における二酸化炭素排出量の削減に寄与していると考える。				

## 3 取組の検証(Check)

### (1) 推進上の留意点（内部要因、外部環境など）

- ・H24年度低炭素法の施行、H26年度の省エネ法改正、H27年3月に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案が閣議決定されるなど、環境関係法令に動きがあった。
- ・県商工労働部が行った実際の住宅を使用しての年間エネルギー消費量に関する実証実験の結果を掲載した蒸暑地域住宅設計ガイドラインがH26年度末に策定された。

### (2) 改善余地の検証（取組の効果の更なる向上の視点）

- ・沖縄型環境共生住宅について、関連法の基準及び蒸暑地域住宅設計ガイドラインを踏まえ見直す必要がある。
- ・「日本再興戦略」(H25.6月閣議決定)において、平成32年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準への適合を義務化することになっており、同基準に適合する技術、情報について普及・啓発を進める必要がある。

## 4 取組の改善案(Action)

- ・関連法の基準及び蒸暑地域住宅設計ガイドラインを踏まえ、沖縄型環境共生住宅を見直す。
- ・平成32年の新築住宅の省エネ基準への適合義務化の円滑な実施のため、沖縄型環境共生住宅に関するパンフレットを作成し、建築技術者に対する講習会を引き続き開催して省エネ基準や沖縄型環境共生住宅について普及啓発を図る。